第明三治十二五種年郵三便月物三十認一可日

平成２２年（フ）第５８４号
秋田市広面字近藤堰越43－１　スーパードラッグアサヒ広面８号室、住民票上の住所秋田県北秋田市米内沢字長野岱394番地
債務者　小杉山誓子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４０号
石川県加賀市山代温泉17の193番地３　弥生荘202号
債務者　二宮　義隆
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第３４８号
長野市大字高田354番地10　Ｃ号室
債務者　**橋**本　恭恵（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４６号
長野県北安曇郡松川村5721番地223
債務者　降旗　久展
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３５２号
長野県東筑摩郡朝日村大字西洗馬987番地ノ１、前住所東京都港区北青山３丁目４番19―304号
債務者　倉元　裕之
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３５３号
長野県松本市取出625番地４　取出団地６―１
債務者　森　　由子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第４９３号
兵庫県川西市清和台東２丁目１番地の16504、前住所兵庫県川辺郡猪名川町旭ヶ丘１番地339
債務者　衛藤　純子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４９４号
兵庫県川西市清和台東２丁目１番地の16504、前住所兵庫県川辺郡猪名川町旭ヶ丘１番地339
債務者　衛藤　裕朗
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５１０号
兵庫県宝塚市大吹町１番31号　セジュールハイツ201
債務者　船田真希子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４４０号
徳島県吉野川市鴨島町牛島3258番地１
債務者　鎌田　精一
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４１号
徳島県吉野川市鴨島町牛島3258番地１
債務者　鎌田　直利
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４２号
徳島県吉野川市鴨島町牛島3258番地１
債務者　鎌田久美子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６５０号
大分県別府市亀川浜田町７番12号
債務者　藤井　慎吾
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３０３号
福島県郡山市安積町牛庭６丁目222番地
債務者　佐藤　裕一
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３０４号
福島県郡山市安積町牛庭６丁目222番地
債務者　佐藤美枝子（旧姓志田・坂上）
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第８３１号
千葉県松戸市常盤平１丁目16番地の２　サンピア306号
債務者　鷹取　良次
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８４１号
千葉県流山市大字東深井242番地の３アンビルマンションＡ―403
債務者　野口　　健
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部